

議案第72号

北上市保健・子育て支援複合施設条例

(設置)

第1条 市民の健康増進、子育ての支援及び交流の推進を図るため、北上市保健・子育て支援複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北上市保健・子育て支援複合施設 h o K k o	北上市新穀町一丁目4番1号

(職員)

第3条 複合施設に必要な職員を置く。

(施設の構成)

第4条 複合施設は、次の施設により構成する。

- (1) 北上市保健施設設置条例（平成3年北上市条例第107号）に定める保健施設
- (2) 北上市市民交流プラザ条例（平成11年北上市条例第25号）に定める北上市市民交流プラザ
- (3) 北上市一時保育室
- (4) 北上市地域子育て支援センター
- (5) 北上市屋内遊び場

2 前項第1号及び第2号の施設の設置及び管理にかかる事項は、当該施設の条例の定めによる。

(開館時間及び休館日)

第5条 北上市一時保育室、北上市地域子育て支援センター及び北上市屋内遊び場の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

施設	開館時間	休館日
北上市一時保育室	午前8時30分から 午後5時まで	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで
北上市地域子育て支援センター	午前10時から午後 5時まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

北上市屋内遊び場	午前10時から午後 5時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
----------	-------------------	-------------------

(行為の制限)

第6条 複合施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為又は金品の寄附の募集をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 指定以外の場所において火気を使用すること。
- (4) その他施設の管理に支障のある行為をすること。

2 市長は、複合施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の立ち入りを禁止し、又はその者に対し、複合施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第7条 施設又は設備に損害を与えた者は、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は賠償しなければならない。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年3月22日から施行する。

(北上市保健施設設置条例の一部改正)

2 北上市保健施設設置条例（平成3年北上市条例第107号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 保健施設の名称及び位置は次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 保健施設の名称及び位置は次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>北上市健康管理センター</u>	<u>北上市大曲町2番18号</u>	<u>北上市保健センター</u>	<u>北上市新穀町一丁目4番1号</u>
<u>江釣子保健センター</u>	<u>北上市上江釣子17地割201番地2</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(北上市市民交流プラザ条例の一部改正)

3 北上市市民交流プラザ条例（平成11年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(指定管理者の指定等)</u></p> <p>第15条 <u>交流プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。</u></p>	

4 市長は、第2項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、第1条の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に基づき、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) サービスの向上が図られること。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う交流プラザの管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 交流プラザの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものと

する。

(1) 第5条から第8条までの規定による使用の許可等に関すること。

(2) 第9条に規定する行為の制限に関すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

2 指定管理者は、次の各号のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(1) 第3条ただし書の規定による開館時間の変更

(2) 第4条ただし書の規定による臨時の開館又は休館  
(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用の状況

(3) 管理経費の収支状況

(4) その他市長が必要があると認めた事項

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 [略]

別表 (第10条関係)

(補則)

第15条 [略]

別表 (第10条関係)

使用料

区分		午前10時	午後1時	午後5時	午前10時
		から午後 1時まで	から午後 5時まで	から午後 9時まで	から午後 9時まで
催 事 場	1号室	円 3,140	円 4,400	円 4,400	円 10,210
	2号室	4,080	5,500	5,500	12,570
	3号室	5,180	6,910	6,910	15,710
	全室	10,210	14,140	14,140	33,000
会議室		1,720	2,350	2,350	5,500
研修室 (託児室)		940	1,250	1,250	2,820

備考1 物品の販売その他の商行為を行う場合は、使用区分ごとの使用料を5倍した額とする。

2 市外の者が使用する場合は、使用区分ごとの使用料を2倍した額とする。

使用料

区分		1時間までご	1日までご	1月までごと
		とに	とに	に
催 事 場	1号室	円 740	円 7,100	円
	2号室	800	7,700	
	3号室	1,930	18,500	
	全室	2,940	28,200	
会議室		570	5,500	
研修室 (託児室)		270	2,600	
キッチンスタ ジオ		1,500	14,400	
カフェ			1,200	36,000
プロジェクタ		100	1,000	
スクリーン		100	1,000	

備考1 1日とは、午前10時から午後9時までをいう。

2 カフェの使用料は、表中の金額を限度として市長が別に定める。ただし、電気、ガス、水道等の光熱水費及び電話等の通信費並びに清掃費その他の経費を除くものとする。

3 物品の販売その他の商行為を行う場合は、カフェを除き、使用区分ごとの使用料を5倍した額とする。

4 市外の者が使用する場合は、使用区分ごとの使用料を2倍した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和2年12月3日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

市民の健康増進、子育ての支援及び交流の推進を図るため、北上市保健・子育て支援複合施設を設置しようとするものである。